

2021 年最賃審議始まる

県労連から委員選ばれず

7月5日、大津市内で「滋賀地方最低賃金審議会」が開催されました。県労連から4人傍聴参加をしました。1期2年の審議会委員は今年度改選され、新しく選ばれた公益、労働、使用者の各5人ずつの委員と事務局(労働局)で審議が行われます。県労連から労働者委員の任命を求めています。今年度も任命されませんでした。

この間、審議の全面公開を求めてきましたが、本審議会以外の「部会」や「小委員会」は今年も非公開にすると労・使の委員の求めで決められました。長年ウオッチしていますが、本審で額決定に関する重要なことは議論されません。滋賀地方最低賃金審議会の運営規定は例外を認めながらも、会議を全面公開と定めています。また、公開するのが時代の流れです。

情報公開に前進面も

本審のうち、4回目の異議審についてはここ数年非公開だったものを公開するので、前進と言えます。また、同様に求めていた議事の迅速な公開も「迅速に国民に知らせる」ためとして、効率化を図ると決定しました。当然のことですので、評価したいと考えます。



声を届けよう

最低賃金の都道府県審議会の審議は政府の方針を受け、経済状況などを勘案して公労使で決定されます。その決定は特に低い賃金で働き暮らす人の生活に直結します。どのような結果であろうと、どのような意見を各委員が出し、審議し、決められたかを明らかにしないのは労働者に対して不誠実です。今後も全面公開を求め続けます。

7月20日の締め切りで関係労働者・使用者の意見聴取が公示されています。「最賃上げよう」その声をあらゆるところから審議会に届けましょう。

(写真: 労働局に要請する県労連 (2020年))

『県の契約』パブコメ募集

滋賀県は「滋賀県が締結する契約に関する条例」を9月議会で制定することを目指しています。現在、関係団体に対するヒアリングなど行っています。

県労連は実効ある「公契約条例」の実現のため長年、賃金下限条項の必要や、ダンピングの防止、地域発注の重要視などを求めてきました。残念ながら、今回の条例案では下限条項が入れられていません。引き続き、内容を精査し、要請をしていきます。県は7月14日まで意見募集をしています。条例要綱案を踏まえて県に声を届けましょう。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/319260.html>

※県のHPから検索ウィンドウで「県の契約」と入力すると出てきます。

